

【屋台数の推移】



- ※ 廃業理由
- ・体調不良等 5 軒
 - ・育児専念 1 軒
 - ・公募への応募 1 軒

【公募屋台数の推移】



1 募集場所の考え方 〔条例第9条, 第32条 規則第7条, 第16条〕

- ・屋台が連なり定着している場所
- ・条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所
- ・地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所

2 募集場所数

募集場所の考え方に基づき、3地区で**10区画**を募集する。

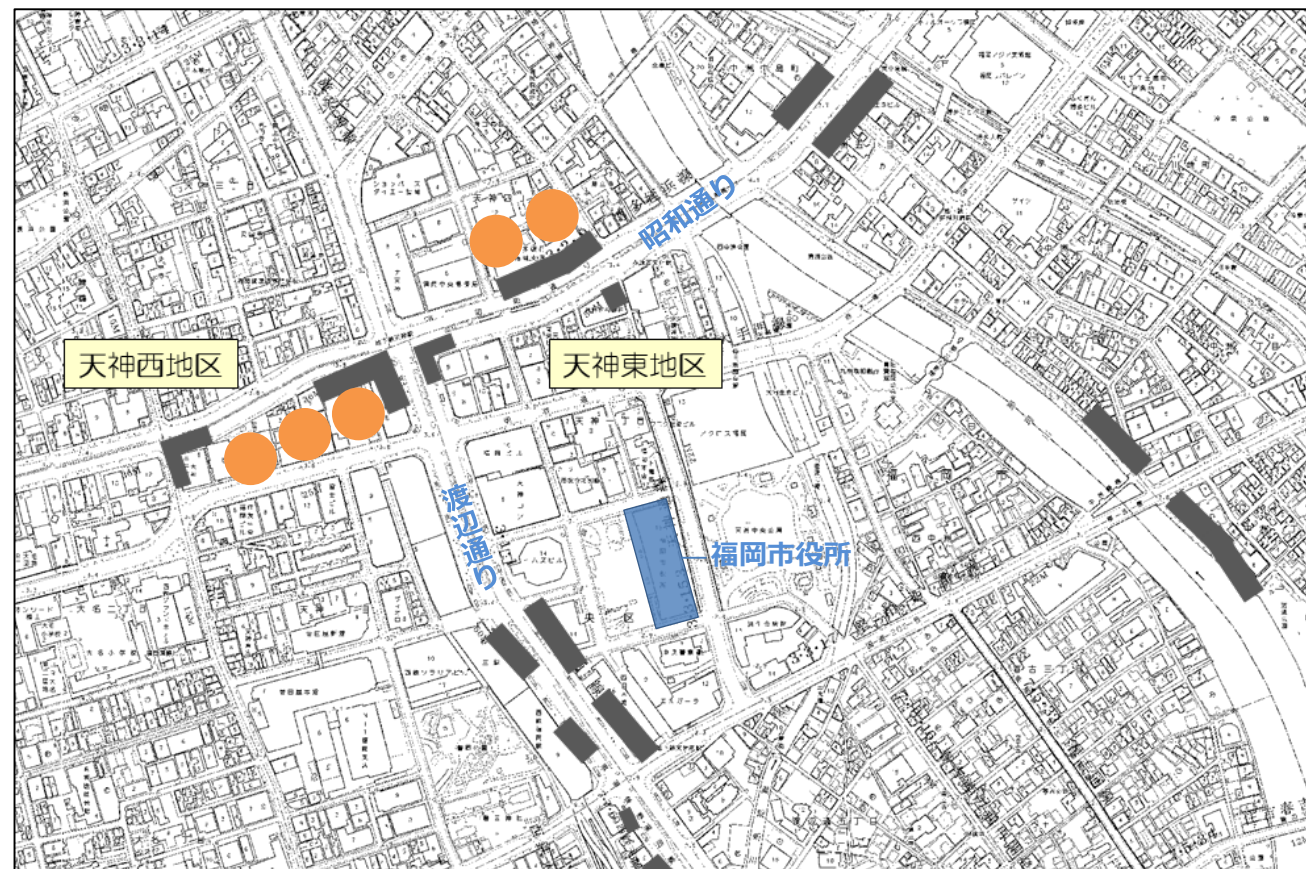
(10区画の内訳)

- ・前回公募場所 5 区画 ●
- ・屋台廃業場所 5 区画 ●

3 募集場所（地区）

※「別紙募集場所詳細図」参照

(天神) 2地区5区画



(長浜) 1地区5区画



市道・公園上の屋台営業場所



- 現在屋台が営業している場所 ※R2.10.1時点
- 公募する営業場所

1 募集方法

○ 地区ごとの募集

同じ地区に募集場所が複数ある場合は「地区」で募集し、「地区」ごとの成績上位者から順に、希望場所を選択

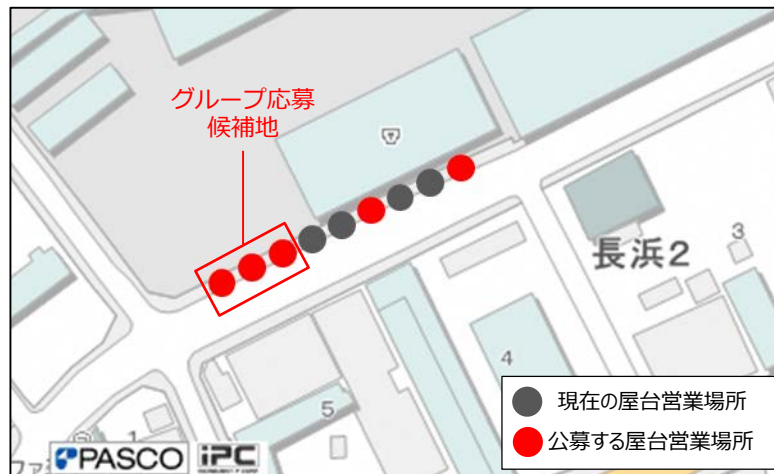
○ 複数地区への応募

希望「地区」を最大2つまで選択可能

○ グループ応募（長浜地区のみ）

- ・長浜地区には3区画連続する募集場所があり、これを「グループ募集場所」とし、3名1組（または2名1組）としたグループ応募を受け付ける
- ・「グループ募集場所」においては、個人応募よりもグループ応募を優先して選考を行う
- ・グループ応募により営業候補者が選定されなかった場合は、当該場所を個人応募の募集場所として取り扱う

【長浜地区】



【イメージ図】



2 応募資格

○ 応募資格

- ・満18歳以上の個人
- ・福岡市の市税に係る徴収金を滞納していない
または福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していない（新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けた場合を除く）
- ・屋台営業の占用許可の不更新、停止、取消しの措置を受けたことがない
- ・暴力団員でない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない

※応募時点で令和3年8月1日以降も引き続き屋台営業を行うことができる可能性がある屋台営業者を除く

3 提出書類

○ 提出書類

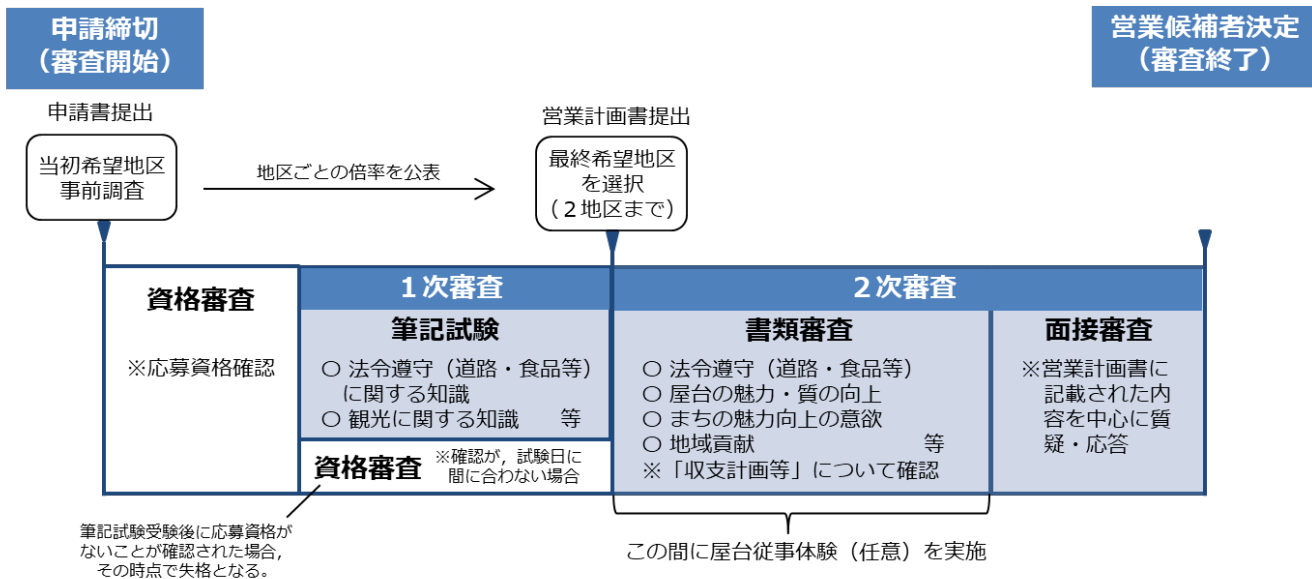
■ 応募時

- ・公募屋台営業候補者応募申請書
- ・営業希望地区事前調査票
- ・住民票の写し
- ・福岡市税に係る徴収金に滞納がないことを証する書類
- ・福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していないことを証する書類 など

■ 2次審査前 ※1次審査（筆記試験）通過者のみ

- ・屋台営業計画書
- ・資金・収支計画書
- ・屋台配置計画図
- ・営業時間・体制に係る計画書
- ・資格に関する証明書の写し

【審査イメージ図】



※ 筆記試験問題にフリガナを付記する。

○ 審査部会

- ・部会を1つ設置する
- ・6名の委員で組織する

○ 1次審査（筆記試験）の合否ボーダーライン

前回公募の選定委員会において、選定業務の効率化や合否ボーダーラインの事前設定について意見があったことを踏まえ、以下のとおり筆記試験合否ボーダーラインを予め設定する。

応募者の平均点の8割以上、かつ募集人数の1.5倍まで

（ポイント）

- ・応募者数の多寡、試験問題の難易度といった変動要素に対応が可能である。
- ・基準が分かりやすい。

○ 1次審査（筆記試験）

審査項目	配点(点)
関係法令遵守に向けた取組み ・安全快適な公共空間の確保（道路占用関係） ・良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係） ・その他の遵守事項（便所、料金明示、保管場所、ゴミ処理等） ・危機管理	80
屋台の魅力、質の向上のための創意工夫 ・福岡の観光に関する知識	20
合計	100

○ 2次審査（書類審査、面接審査）

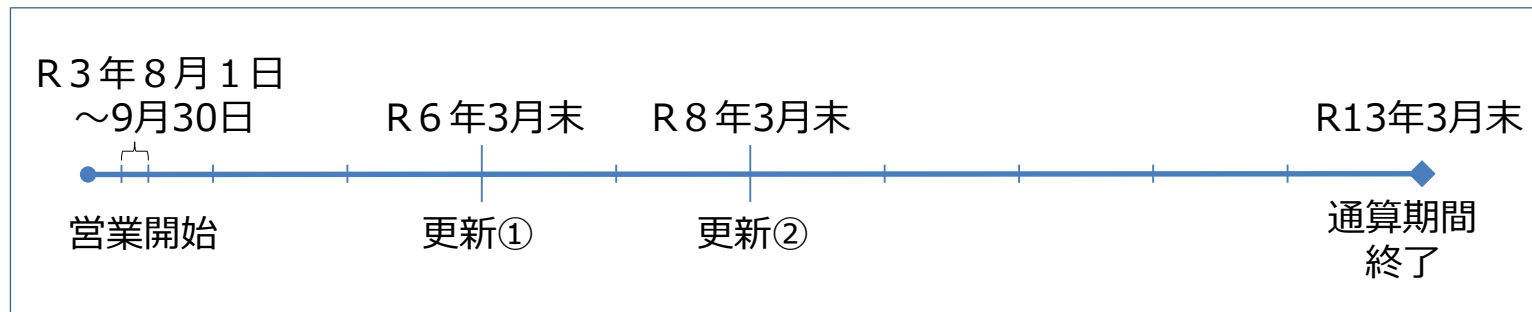
項目	主な内容	配点	
		書類	面接
①関係法令遵守に向けた取組		50	10
安全快適な公共空間の確保（道路占用関係）	・占用時間を守るための営業スケジュールと人員体制 ・屋台の規格や器材の配置計画 など	20	
良好な公衆衛生の確保（食品衛生関係）	・取扱メニュー ・適正な厨房設備計画 ・仕込み場所・手順、手指・食器洗浄、食材の保管等についての取組	15	
その他の遵守事項	・近隣に公衆便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法等 ・料金や店のシステムを分かりやすく明示することの必要性や工夫 など	10	
危機管理	・食中毒予防の方策、及び発生時の対応 ・ <u>新型コロナ感染対策</u> など	5	
②屋台の魅力、質の向上のための創意工夫		25	10
従来の福岡らしい屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するための創意工夫	・屋台が福岡の魅力であることについての考え ・福岡に来られる観光客（外国人を含む）に対するおもてなしの工夫やアピールできる能力等 ・キャッシュレス対応が実現できる取組 など	25	
③地域貢献に向けた取組		15	10
地域貢献	・公共の場で営業することについての考え ・営業場所近辺での地域貢献活動	15	
④総合評価		10	30
総合評価	・計画の具現性（資金計画、収支計画） ・【面接のみ】計画の具現性（技能等） ・【面接のみ】まちの魅力を高めようとする意欲	10	
合計		100	50

※グループ応募については下記についても審査

⑤グループ提案		20	10
グループならではの、市民や地域住民、観光客に向けた取組	・市民や地域住民に対する、グループならではの配慮がなされた取組 ・福岡に来られる観光客（外国人を含む）に対する、グループならではのおもてなしやアピールができる取組	10	
		10	

募集期間	令和2年10月～令和2年12月
選考期間	令和2年12月～令和3年3月
営業開始	令和3年8月～

○ 第3回公募屋台の更新スケジュール



R2年 10月	11月	12月	R3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
← 募集期間		⇔ 営業計画書受付期間			⇔ 選考期間			← 営業準備期間			▶ 営業開始
		● 1次審査 (筆記試験)	⇔ 2次審査① (書類審査)		⇔ 2次審査② (面接審査)	● 営業区画選択会					
● 選定委員会 (公募開始)					● 選定委員会 (営業候補者決定)	● 審査部会 (2次審査)					